

委員からご照会いただいている資料

- 特別養護老人ホームの構造設備基準の規制緩和について（中村委員） 1
- 介護療養型医療施設における特別な居室の室料の平均（花井委員） 2

特別養護老人ホームの構造設備基準の規制緩和について

【小規模生活単位型に関する事項】

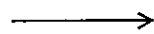
- 必ず設けなければならない設備から、食堂、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室を削除
- 廊下幅についての一律の取扱いを緩和

【従来型・小規模生活単位型に共通する事項】

<改正前>

<改正後>

事務室、宿直室、霊安室
その他の設備



事務室その他の運営上
必要な設備

一般浴槽のほか、特別浴
槽を設けることについて
の規定



削 除

- 特別養護老人ホームに対して必ず設けることを義務付けている設備（部屋など）の一部について、規制緩和を行ったもの（一昨年8月、昨年4月）。

<趣旨>

「□□室」という専用の部屋を設けるかどうかは、それぞれの施設の判断に委ねることとしたもの。

（各施設が「□□室は必要」と判断してこれを設けることを禁じるものではない。）

- 小規模生活単位型に関する規制緩和の考え方は、次のとおり。

(1) 従来型とは異なり、ユニットごとに共同生活室がある。

→ 食事は共同生活室でとることから、これとは別に「食堂」の設置を義務づける必要はない。

(2) 4人部屋主体の従来型とは異なり、居室は個室であること。

→ 体調を崩したときにもその入居者の居室でケアできること、また、家族等の訪問があったときにも居室で面談できることから、「静養室」「面談室」の設置を義務づける必要はない。

(3) 一律に定めた日課に沿って集団対応で行う従来のケアではなく、個々の入居者の日常生活の中でケアを行うこと。

→ ケアの主な場所が居室と共同生活室になることから、「介護職員室」「看護職員室」「機能訓練室」の設置を義務づける必要はない。

介護療養型医療施設における特別な居室の室料の平均

(平成14年10月1日現在)

	室料の平均 (月額)
個室	12.1万円
2人室	8.5万円
3人室	7.8万円
4人室	6.5万円

- * 平成12年3月末時点で、定員が3人又は4人の病室につき、特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けていた病院・診療所では、その病室については特別な居室の利用に係る室料の支払いを受けることができる。
- * 室料の平均 (月額) は、「平成14年介護サービス施設・事業所調査」の数値を基に老健局にて算出した。